

議案第1号

令和6年度和歌山市一般会計補正予算（第1号）

令和6年度和歌山市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,331,182千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ154,561,572千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年6月11日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

## 歳入歳出予算補正（第1号）

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 使用料及び 手 数 料		2,583,649	288	2,583,937
	1 使用料	1,856,533	288	1,856,821
15 国庫支出金		32,176,934	2,306,801	34,483,735
	1 国庫負担金	24,107,236	856,133	24,963,369
	2 国庫補助金	2,761,794	528,638	3,290,432
	3 国庫交付金	5,292,018	915,139	6,207,157
	4 国庫委託金	15,886	6,891	22,777
16 県支出金		11,484,496	49,131	11,533,627
	1 県負担金	8,440,910	17,796	8,423,114
	2 県補助金	2,056,662	66,437	2,123,099
	4 県委託金	57,055	490	57,545
17 財産収入		490,531	72	490,603
	1 財産運用収入	290,305	72	290,377
18 寄附金		2,793,743	191,244	2,984,987
	1 寄附金	2,793,743	191,244	2,984,987
19 繰入金		1,074,030	474,387	1,548,417
	1 基金繰入金	928,452	474,387	1,402,839
21 諸収入		3,694,126	547,259	4,241,385
	7 雑入	1,049,717	547,259	1,596,976
22 市債		6,812,500	762,000	7,574,500
	1 市債	6,812,500	762,000	7,574,500
歳入合計		150,230,390	4,331,182	154,561,572

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		12,121,687	35,818	12,157,505
	1 総務管理費	8,032,080	14,655	8,046,735
	3 市民生活費	578,167	5,000	583,167
	4 戸籍住民基本台帳費	690,634	1,765	692,399
	7 文化スポーツ費	1,108,805	14,398	1,123,203
3 民生費		72,798,788	2,018,741	74,817,529
	1 社会福祉費	30,017,738	905,539	30,923,277
	3 児童福祉費	20,656,383	1,104,675	21,761,058
	5 年金保険費	3,599,028	8,527	3,607,555
4 衛生費		9,198,485	858,801	10,057,286
	1 保健衛生費	3,952,334	839,176	4,791,510
	2 清掃費	4,980,182	19,625	4,999,807
5 農林水産業費		967,655	2,750	970,405
	1 農業費	708,227	2,750	710,977
6 商工費		3,735,741	50,824	3,786,565
	1 商工費	2,558,449	6,658	2,565,107
	2 観光費	1,177,292	44,166	1,221,458
7 土木費		8,159,313	1,145,061	9,304,374
	2 道路橋梁費	3,025,519	796,128	3,821,647
	3 河川費	359,434	8,000	367,434
	4 都市計画費	887,996	11,393	899,389
	5 都市計画道路費	404,508	146,240	550,748
	6 公園費	380,333	65,512	445,845
	8 住宅費	1,738,052	117,788	1,855,840
8 消防費		6,098,971	13,439	6,112,410
	1 消防費	6,098,971	13,439	6,112,410
9 教育費		10,403,801	100,508	10,504,309
	1 教育総務費	2,128,776	6,267	2,135,043
	3 中学校費	753,622	10,154	763,776

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	6 社会教育費	2,767,827	13,648	2,781,475
	7 保健体育費	725,404	70,439	795,843
13 災害復旧費		-	105,240	105,240
	1 土木施設災害復旧費	-	105,240	105,240
歳出	合計	150,230,390	4,331,182	154,561,572

## 第2表

## 債務負担行為補正

## 1 追加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
八番丁館解体撤去事業	令和7年度	88,440
合 計		88,440

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
市道加太102号線災害復旧事業	令和7年度 } 令和8年度	800,000
合 計		800,000

## 2 変更

(単位 千円)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
一般廃棄物収集運搬業務委託	令和7年度 } 令和12年度	3,935,016	令和7年度 } 令和12年度	3,906,903
合 計		3,935,016		3,906,903

第3表

## 地方債補正

## 1 追加

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
八番丁館解体撤去事業	19,800	証書借入又は債券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
保育所整備事業	118,800	〃	〃	〃
観光基盤施設整備事業	2,000	〃	〃	〃
体育施設整備事業	48,500	〃	〃	〃
土木施設災害復旧事業	35,000	〃	〃	〃
計	224,100			

## 2 変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
社会福祉施設整備事業	29,000	証書借入又は債券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。	38,500	証書借入又は債券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
清掃運搬施設整備事業	14,600	〃	〃	〃	29,200	〃	〃	〃
道路施設改善事業	640,600	〃	〃	〃	739,400	〃	〃	〃
地方道整備事業	563,800	〃	〃	〃	789,100	〃	〃	〃
交通安全施設整備事業	400	〃	〃	〃	11,600	〃	〃	〃
準用河川改修事業	62,500	〃	〃	〃	67,300	〃	〃	〃
街路事業	209,600	〃	〃	〃	274,600	〃	〃	〃
公園施設整備事業	30,500	〃	〃	〃	61,500	〃	〃	〃
住宅改善事業	264,800	〃	〃	〃	342,500	〃	〃	〃

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
計	6,812,500				7,350,400			

議案第 2 号

令和 6 年度和歌山市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)

令和 6 年度和歌山市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8, 5 2 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 7, 1 4 4, 5 8 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 6 月 1 1 日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

## 第1表

## 歳入歳出予算補正 (第1号)

## 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		3,545,401	8,527	3,553,928
	1 一般会計繰入金	3,545,401	8,527	3,553,928
歳入合計		37,136,060	8,527	37,144,587

## 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		535,295	8,527	543,822
	1 総務管理費	535,295	8,527	543,822
歳出合計		37,136,060	8,527	37,144,587

### 議案第3号

和歌山市税条例の一部を改正する条例の制定について  
和歌山市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年6月11日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

#### 和歌山市税条例の一部を改正する条例

和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則第6条第20項中「令和2年4月1日から令和6年3月31日まで」を「令和6年4月1日から令和8年3月31日まで」に改め、同項第1号ア中「次号ウ」を「第3号ウ」に、「次号ア」を「同号ア」に改め、同号イ中「次号イ」を「第3号イ」に改め、同号ウ中「第3号イ」を「第4号イ」に改め、同号エ中「第3号ウ」を「次号及び第4号ウ」に改め、「のもの」の次に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号ア中「前号アに掲げる」を「第1号アに掲げるものその他総務省令で定める」に改め、同号イ中「前号イ」を「第1号イ」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 特定バイオマス発電設備（バイオマスのうち木竹に由来するもの又は農産物の収穫に伴って生ずるバイオマスを電気に変換するものに限る。）で第4号ウの総務省令で定める規模以上総務省令で定める規模未満のものであつて総務省令で定めるもの 当該特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に7分の6を乗じて得た額

附則第6条第29項中「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日まで」を「令和6年4月1日から令和8年3月31日まで」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

##### （固定資産税に関する経過措置）

第2条 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された改正前の和歌山市税条例（以下「旧条例」という。）附則第6条第20項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧条例附則第6条第29項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

##### （都市計画税に関する経過措置）

第3条 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧条例附則第6条第29項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固

定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

## 議案第4号

和歌山市排水の色等規制条例の一部を改正する条例の制定について  
和歌山市排水の色等規制条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年6月11日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

### 和歌山市排水の色等規制条例の一部を改正する条例

和歌山市排水の色等規制条例（平成3年条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1色の表備考第2号中「白色蛍光灯」を「定格光束がおおむね2,500ルーメンの白色のLEDランプ（発光ダイオードを光源とするランプをいう。）」に改め、同表備考第4号ア中「5人」を「3人」に改め、同号ア（イ）中「最大値と最小値を除き（最大値、最小値が複数個ある場合は、1個だけを除く。）」「残りの」を「、」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、令和7年1月1日から施行する。ただし、別表第2の1色の表備考第2号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第2の1色の表備考第2号の規定による着色の確認方法は、令和6年12月31日までは、なお従前の例によることができる。

議案第 5 号

和歌山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について  
和歌山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 6 月 1 1 日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

和歌山市国民健康保険条例（昭和 3 4 年条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 3 の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者（法附則第 7 条第 1 項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る」を削り、同条第 1 号ア中「（一般被保険者に係るものに限る。）」を削り、同号イ中「附則第 2 2 条」を「附則第 7 条」に改め、「和歌山県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、」を削り、同号カ中「退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに和歌山県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る」及び「及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額」を削り、同条第 2 号イ中「附則第 2 2 条」を「附則第 7 条」に改め、同号ウ中「（エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第 2 2 条の規定により読み替えられた法第 7 0 条第 1 項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）」を削り、同号エ中「法附則第 9 条第 1 項の規定により読み替えられた」及び「並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）」を削る。

第 8 条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）」を削る。

第 9 条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第 1 項中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第 1 1 条の見出し並びに同条第 1 項各号列記以外の部分及び同項第 1 号中「一般被保険者に係る」を削り、同項第 2 号中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者の」を「被保険者の」に改め、同項第 3 号ア中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者が」を「被保険者が」に改める。

第 1 1 条の 2 から第 1 1 条の 5 の 2 までを次のように改める。

第 1 1 条の 2 から第 1 1 条の 5 の 2 まで 削除

第11条の6中「又は第11条の2」及び「(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第8条の基礎賦課額と第11条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第14条及び第15条第1項において同じ。)」を削る。

第11条の6の2の見出し及び同条各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1号中「であつて、和歌山県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を削り、同条第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第11条の6の3の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額)」を削る。

第11条の6の4の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第11条の6の5の見出し及び同条第1項各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同項各号中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第11条の6の6から第11条の6の9までを次のように改める。

第11条の6の6から第11条の6の9 削除

第11条の6の10中「又は第11条の6の6」及び「(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第11条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第11条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第14条及び第15条第1項において同じ。)」を削る。

第11条の7第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第14条第1項中「なり、若しくは特例対象被保険者等でなくなつた」を「なつた」に、「、第11条の2、」を「若しくは」に改め、「若しくは第11条の6の6」を削り、「又は減少」を「若しくは減少」に改め、「場合を除く。)」の次に「又は特例対象被保険者等となつた場合」を加え、「若しくは第11条の5」を削り、同条第2項中「、第11条の2、」を「若しくは」に改め、「若しくは第11条の6の6」及び「若しくは第11条の5」を削る。

第15条第1項中「又は第11条の2」を削り、同条第4項中「又は第11条の2」及び「又は第11条の6の6」を削り、同条第5項中「又は第11条の2」を削る。

第15条の2の2第1項中「又は第11条の5」を削り、「第11条第2項」を「同条第2項」に改め、同条第3項中「又は第11条の5」、「又は第11条の6の8」及び「、「第11条第2項」とあるのは「第11条の6の5第2項」と」を削り、「第2項中」を「前項中」に改め、同条第4項第1号中「又は第11条の5」を削り、同条第6項中「又は第11条の5」、「又は第11条の6の8」及び「、「第11条第2項」とあるのは「第11条の6の5第2項」と」を

削り、「第5項」を「前項」に改める。

第15条の2の3第1項中「又は第11条の2」を削り、同条第3項中「又は第11条の2」及び「又は第11条の6の6」を削り、同条第4項及び第5項中「又は第11条の2」を削り、同条第7項中「又は第11条の2」及び「又は第11条の6の6」を削り、同条第8項中「又は第11条の2」を削る。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第5章の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第6号

和歌山市こども未来基金条例の制定について  
和歌山市こども未来基金条例を次のように定める。

令和6年6月11日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市こども未来基金条例

(設置)

第1条 本市におけるこどもの未来を育むため、和歌山市こども未来基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条の目的を達成するための必要な経費に充てる場合に限り、処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第7号

和歌山市観光棧橋条例の一部を改正する条例の制定について  
和歌山市観光棧橋条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年6月11日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市観光棧橋条例の一部を改正する条例  
和歌山市観光棧橋条例（平成31年条例第29号）の一部を次のように改正する。  
第2条の表に次のように加える。

和歌山市友ヶ島野奈浦観光棧橋	和歌山市加太2673番1地先
----------------	----------------

第3条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「海上運送法（昭和24年法律第187号）第3条第1項の規定による許可を受けて一般旅客定期航路事業を営む者又は同法第19条の5第1項の規定による届出をして人の運送をする貨物定期航路事業を営む者が当該事業の用に供するために棧橋を使用しようとする」を「前項第1号に規定する者が同号に定める目的で棧橋を使用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、前項の許可の申請があったときは、次の各号に掲げる者が当該各号に定める目的で棧橋を使用する場合に許可をすることができる。

- (1) 海上運送法（昭和24年法律第187号）第3条第1項の規定による許可を受けて一般旅客定期航路事業を営む者又は同法第19条の5第1項の規定による届出をして人の運送をする貨物定期航路事業を営む者 当該事業の用に供するため
- (2) 個人又は団体 公共に資する目的又は友ヶ島の管理のため

第5条第2号中「第3条第3項各号」を「第3条第4項各号」に改める。

別表中	「	使用料の額	を	「	和歌山市加太港観光棧橋	和歌山市友ヶ島野奈浦観光棧橋	に改める。
	17,600円	17,600円		24,000円			
	2,090円	2,090円		2,850円			

附 則

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第 8 号

和歌山市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定について  
和歌山市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 6 月 1 1 日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

和歌山市中央卸売市場業務条例（昭和 4 9 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 号中「1 3 2, 2 3 6. 9 9 平方メートル」を「1 2 2, 7 3 5. 0 2 平方メートル」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第9号

和歌山市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について  
和歌山市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年6月11日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例  
和歌山市コミュニティセンター条例（平成3年条例第17号）の一部を次のように改正する。  
第2条の表に次のように加える。

和歌山市西コミュニティセンタ ー	和歌山市砂山南3丁目1番11号
---------------------	-----------------

第3条中「和歌山市河西コミュニティセンター」の次に「及び和歌山市西コミュニティセンタ  
ー」を加える。

第4条の2第1項第1号中「水曜日」の次に「、和歌山市西コミュニティセンターにあっては  
火曜日」を加える。

別表第1に次のように加える。

和歌山市西コミュニティセンタ ー	多目的ホール 活動室 和室 調理実習室 会議室 ワ ークルーム 自習室
---------------------	--

別表第2和歌山市南コミュニティセンターの部に次のように加える。

和歌山 市西コ ミュニ ティセ ンター	多目的 ホール (大)	2,330 円	3,090 円	2,730 円	5,420 円	5,820 円	8,150 円
	多目的 ホール (小)	850円	1,130 円	1,000 円	1,980 円	2,130 円	2,980 円
	活動室 (中)	980円	1,310 円	1,150 円	2,290 円	2,460 円	3,440 円
	活動室 (小)	650円	870円	760円	1,520 円	1,630 円	2,280 円
	和室	1,190 円	1,590 円	1,390 円	2,780 円	2,980 円	4,170 円
	調理実 習室	550円	750円	650円	1,300 円	1,400 円	1,950 円
	会議室	1,260 円	1,710 円	1,470 円	2,970 円	3,180 円	4,440 円

ワーク ルーム	670円	870円	770円	1,540 円	1,640 円	2,310 円
------------	------	------	------	------------	------------	------------

附 則

この条例は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第10号

和歌山市立和歌の浦あしべ庵条例の制定について  
和歌山市立和歌の浦あしべ庵条例を次のように定める。

令和6年6月11日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市立和歌の浦あしべ庵条例

(設置)

第1条 本市は、和歌の浦の歴史文化の情報発信及び和歌の浦の観光資源の活用を行うことにより、地域文化及び観光の振興を図り、和歌の浦地域の活性化に寄与するため、和歌の浦あしべ庵（以下「あしべ庵」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 あしべ庵の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
和歌の浦あしべ庵	和歌山市和歌浦中3丁目4番26号

(事業)

第3条 あしべ庵は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 和歌の浦の歴史文化について情報発信する事業
- (2) 和歌の浦の観光の振興に関する事業
- (3) 市民、観光旅行者等の体験交流、滞在及び休憩に関する事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事業

(休場日)

第4条 あしべ庵の休場日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日。ただし、1月1日から同月3日までが月曜日に当たる場合にあっては同月4日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この号において「休日」という。）が月曜日に当たる場合にあってはその日以後においてその日に最も近い休日でない日
- (2) 12月29日から同月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、休場日を変更し、又は臨時に休場することができる。

(開場時間)

第5条 あしべ庵の開場時間は、10時から16時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(行為の制限)

第6条 あしべ庵において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受け

なければならない。許可を受けた事項を変更するときも、同様とする。

- (1) 物品の販売を行うこと。
  - (2) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
  - (3) 業として写真、映画等を撮影すること。
  - (4) 興行を行うこと。
  - (5) 広告類を掲示すること。
  - (6) 展示資料を設置すること。
  - (7) 所定の場所以外の場所へ立ち入ること。
  - (8) 所定の場所以外の場所で飲食をすること。
  - (9) 所定の場所以外の場所へ動物を携帯すること。
  - (10) 展示資料の撮影、録画その他これらに類する行為をすること。
  - (11) あしべ庵の全部又は一部を独占して競技会、展示会、博覧会、音楽会、写生会、撮影会その他これらに類する催しを行うこと。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の日時、行為の内容その他規則で定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、第1項の許可に、管理上必要な範囲内で条件を付することができる。
- 4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしない。
- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
  - (2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
  - (3) 公衆の利用に支障があると認めるとき。
  - (4) 建物若しくは庭園又はその附属設備若しくは備品（以下「建物等」という。）を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があると認めるとき。

(入場等の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、入場を拒絶し、又は退場を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある物又は動物を携帯する者
- (3) 建物等を損傷し、又は滅失するおそれがある者
- (4) 次条の規定に違反した者

(行為の禁止)

第8条 あしべ庵においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 火災、爆発その他危険を生ずるおそれがある行為をすること。
- (2) 騒音又は大声を発し、暴力を用い、その他他人の迷惑になる行為をすること。

- (3) 建物等を損傷し、若しくは滅失し、又はこれらのおそれがある行為をすること。
- (4) 現状を変更すること。
- (5) 喫煙をすること。
- (6) その他管理上支障がある行為をすること。

(損害の賠償)

第9条 何人も、建物等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(規則への委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第11号

市道路線認定について

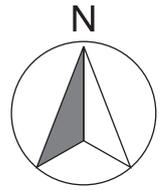
道路法第8条第2項の規定により市道の路線を次のとおり認定する。

令和6年6月11日提出

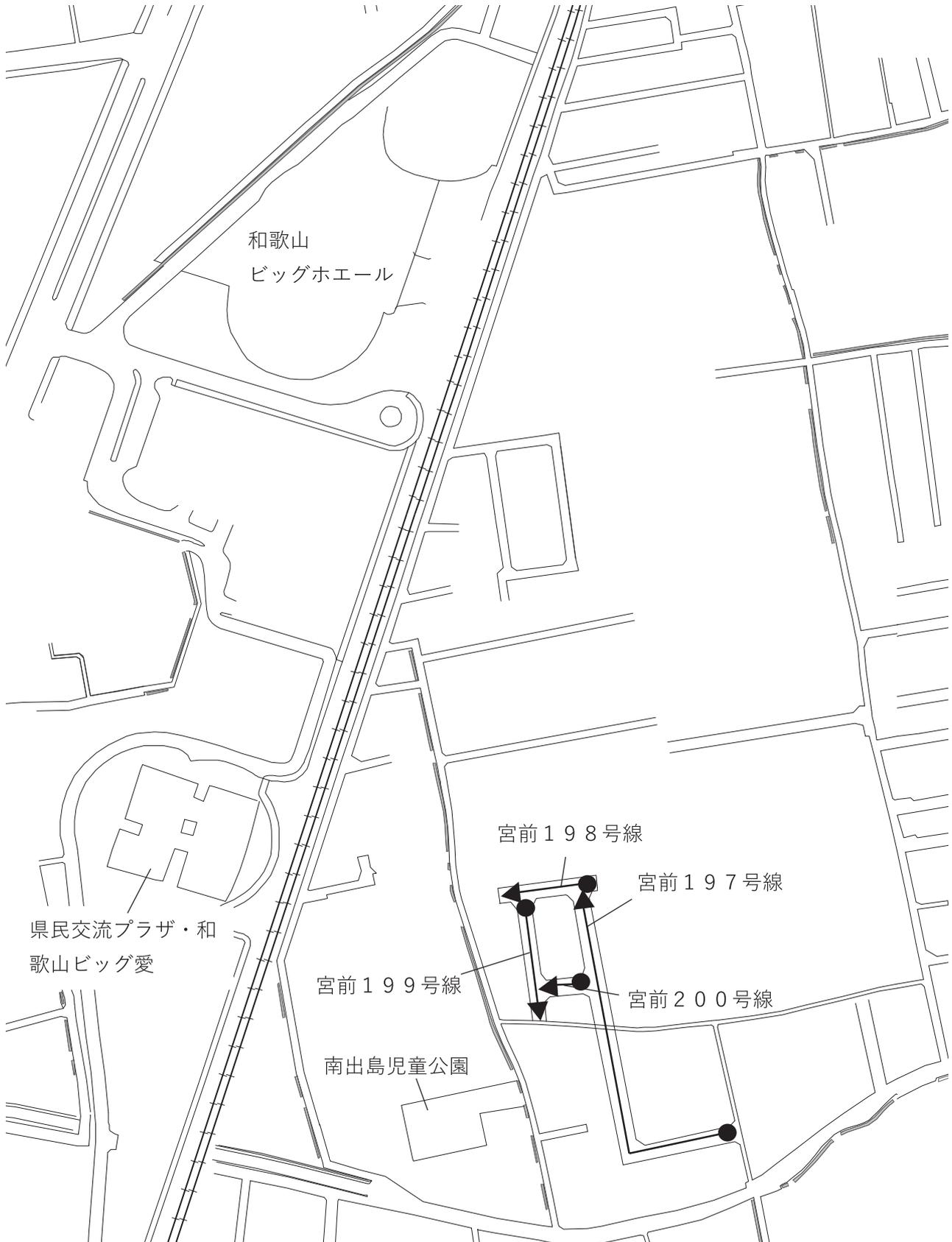
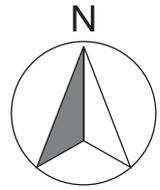
和歌山県和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	起 終	点 点	備 考
12-138	宮北138号線	和歌山市納定 和歌山市納定		
12-139	宮北139号線	和歌山市納定 和歌山市納定		
16-197	宮前197号線	和歌山市南出島 和歌山市南出島		
16-198	宮前198号線	和歌山市南出島 和歌山市南出島		
16-199	宮前199号線	和歌山市南出島 和歌山市南出島		
16-200	宮前200号線	和歌山市南出島 和歌山市南出島		
24-169	西和佐169号線	和歌山市岩橋 和歌山市出島		
24-170	西和佐170号線	和歌山市岩橋 和歌山市岩橋		
25-173	岡崎173号線	和歌山市神前 和歌山市神前		
25-174	岡崎174号線	和歌山市寺内 和歌山市寺内		
34-221	小倉221号線	和歌山市小倉 和歌山市小倉		

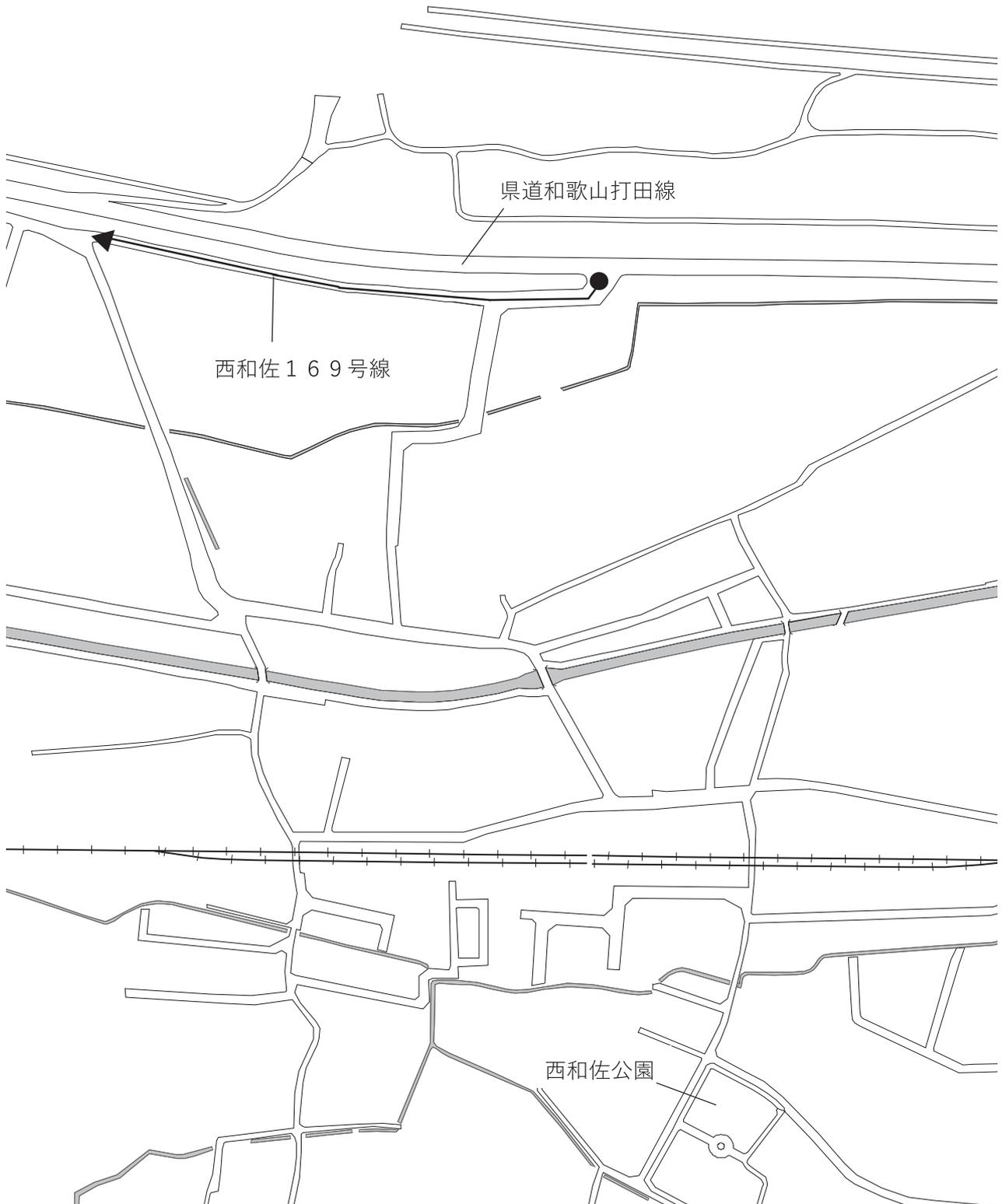
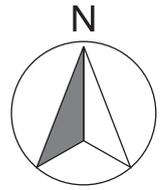
# 路線認定図



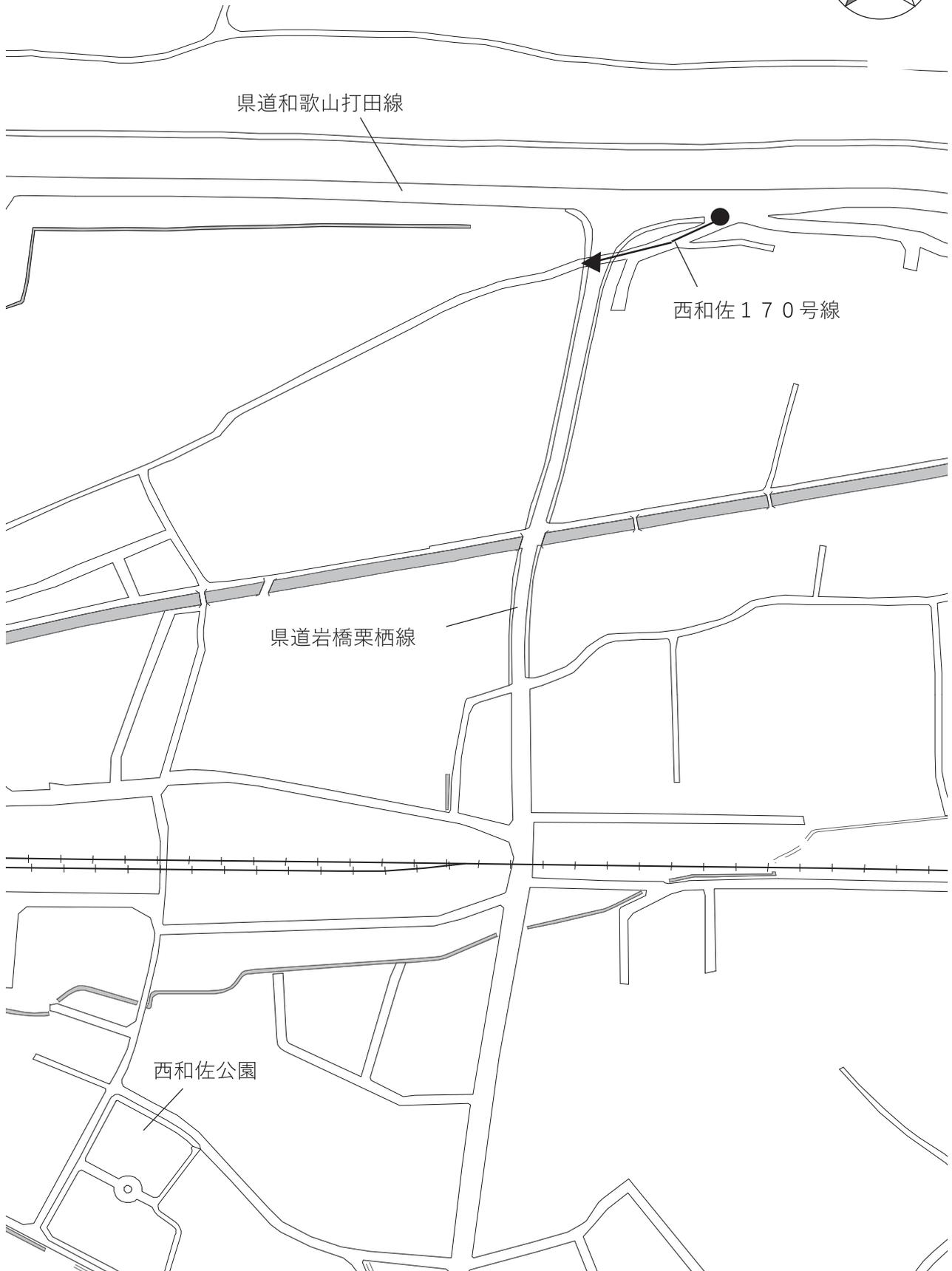
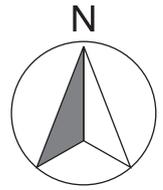
# 路線認定図



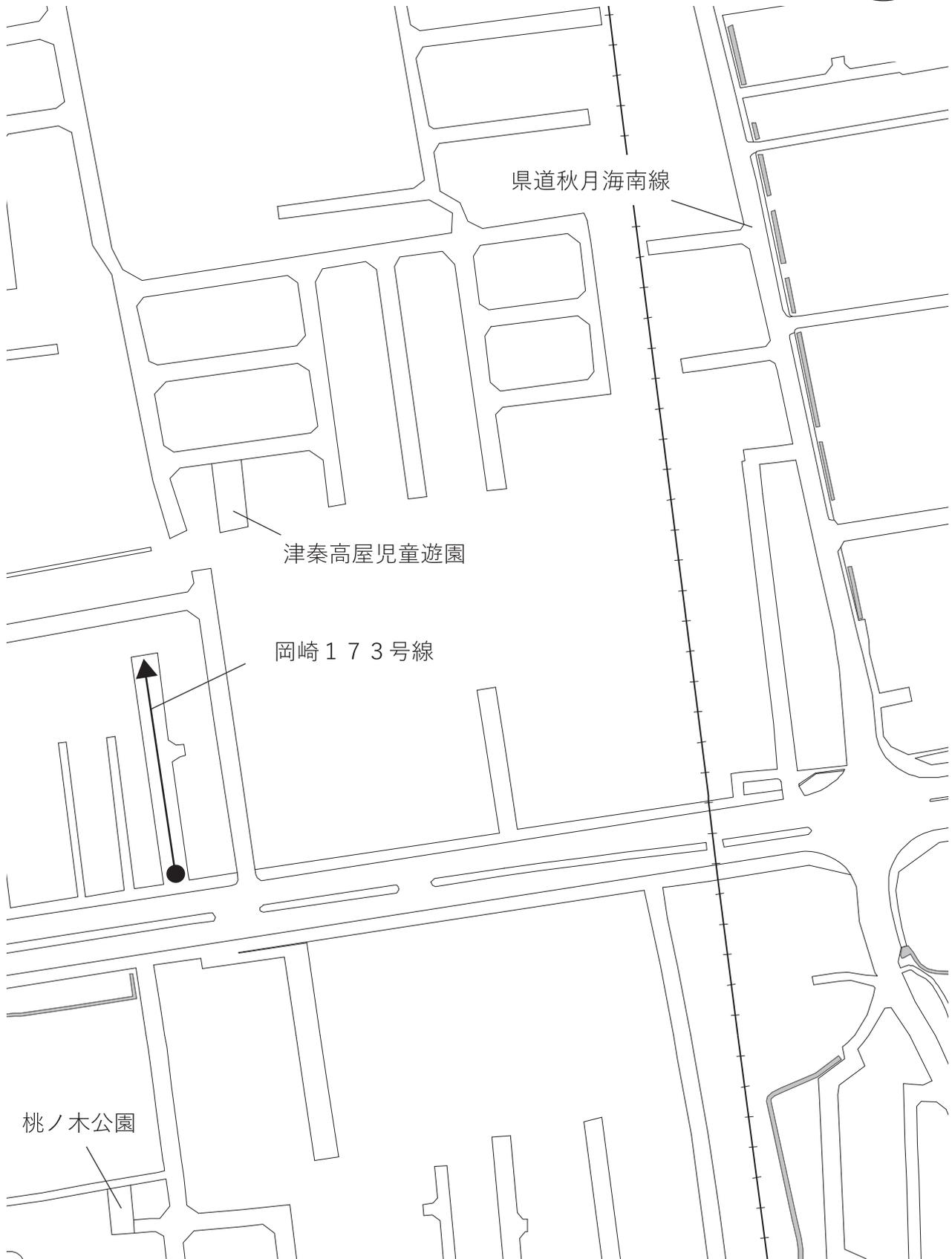
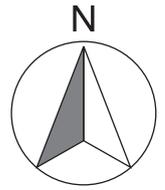
# 路線認定図



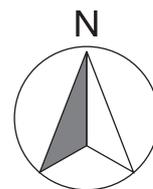
# 路線認定図



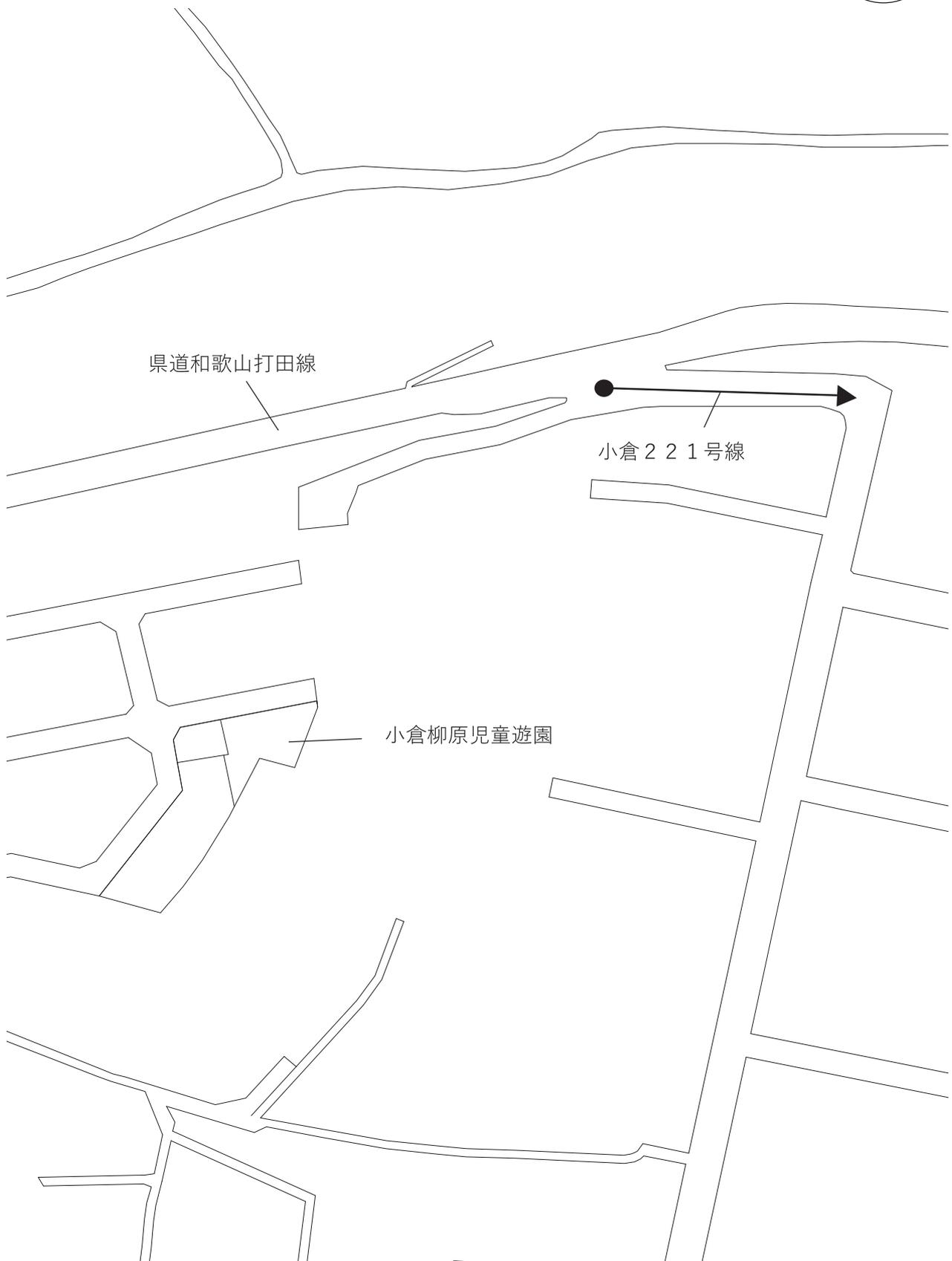
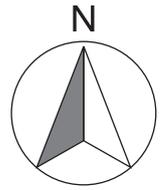
# 路線認定図



# 路線認定図



# 路線認定図



議案第12号

市道路線変更について

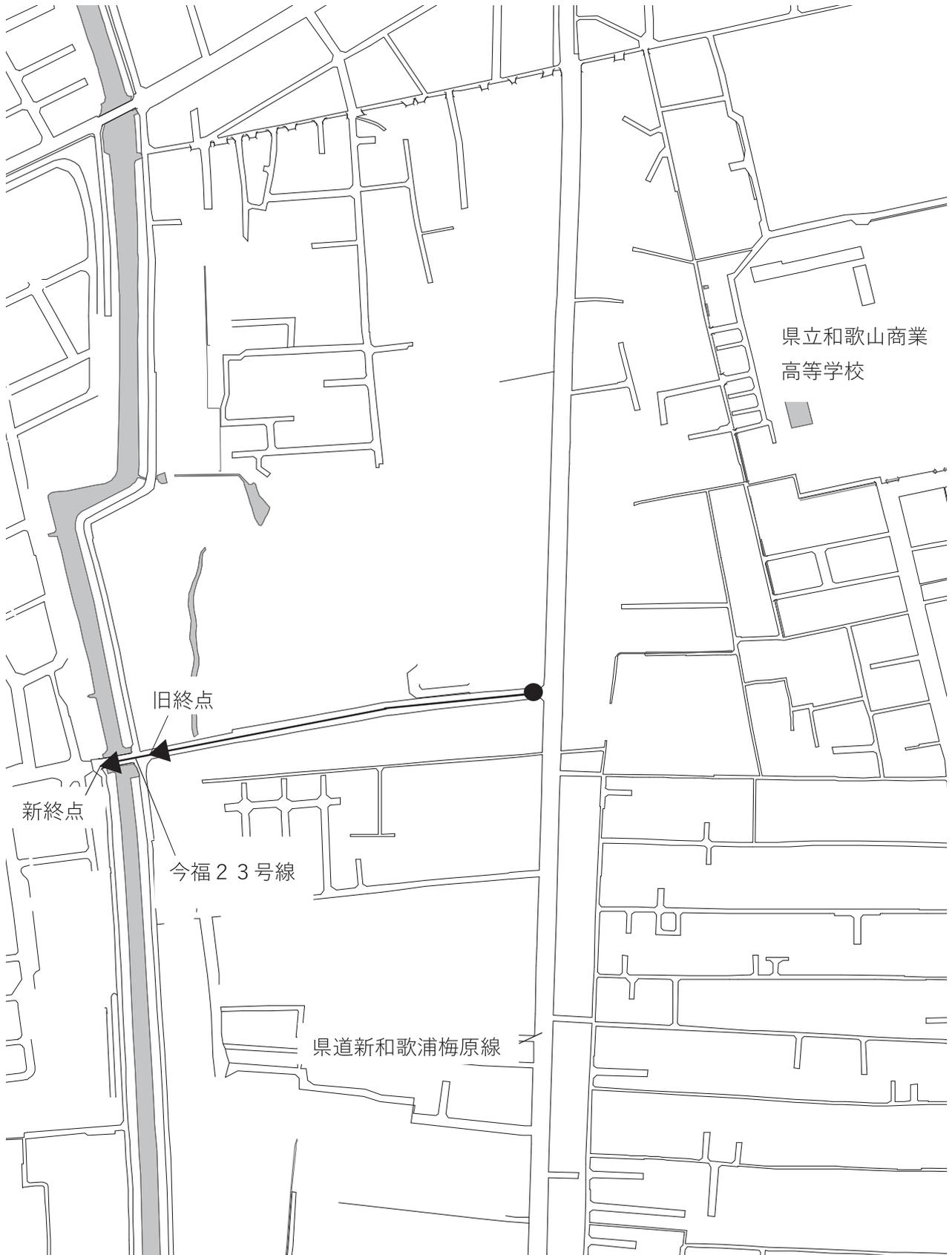
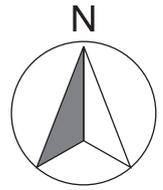
道路法第10条第3項の規定により市道の路線を次のとおり変更する。

令和6年6月11日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

整理番号	旧新別	路線名	起 終	点 点	備 考
9 - 23	旧	今福23号線	和歌山市湊	和歌山市湊	
	新	今福23号線	和歌山市湊	和歌山市西浜	終点の変更

# 路線変更図



議案第13号

旧慣による公有財産の使用廃止について

地方自治法第238条の6第1項の規定により、次の公有財産の使用に関する旧来の慣行を廃止する。

令和6年6月11日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

所在地	地番	地目	地積 (㎡)	旧来の慣行を 廃止する面積 (㎡)	摘要
和歌山市吉原字南畑	1433 番	ため池	639	639	ツク池

議案第14号

工事請負契約の締結について

工事請負契約を次のとおり締結したいので、和歌山市財務に関する条例（昭和39年条例第12号）第11条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年6月11日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

工 事 名	岡崎130号線橋梁下部工事
工 事 場 所	和歌山市朝日地内
請 負 代 金 額	219,915,300円
契 約 の 相 手 方	和歌山県和歌山市松江中2丁目2番15号 株式会社川嶋工業和歌山支店 支店長 川 嶋 清 治
契 約 方 法	一般競争入札（総合評価落札方式）

議案第15号

物品購入契約について

災害対応特殊救急自動車の購入について、次のとおり購入契約を締結する。

令和6年6月11日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

- 1 契約の目的  
物品の名称 災害対応特殊救急自動車  
数 量 1台  
納入場所 和歌山市八番丁12番地  
和歌山市消防局
- 2 契約の相手方 和歌山市鷹匠町2丁目58番地  
株式会社阪和総合防災  
代表取締役 田中 勇喜
- 3 契約金額 19,910,000円
- 4 契約方法 一般競争入札

議案第16号

物品購入契約について

高度救命処置用資機材の購入について、次のとおり購入契約を締結する。

令和6年6月11日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

1 契約の目的

物品の名称 高度救命処置用資機材

数 量 1セット

納入場所 和歌山市八番丁12番地  
和歌山市消防局

2 契約の相手方 兵庫県神戸市中央区港島中町2丁目2番1

日本船舶薬品株式会社 神戸支店  
支店長 段 哲哉

3 契約金額 18,920,000円

4 契約方法 一般競争入札